

13世紀後半のガスコーニュにおける 上訴問題と現地領主の上級領主観

——パリ高等法院への上訴の考察を中心に——

横井川 雄 介

はじめに

1259年12月4日にヘンリ3世とルイ9世の間で批准されたパリ条約⁽¹⁾により、1152年以來の懸案であった、英仏両王家間でのガスコーニュの問題は一応の決着を見た。

1259年パリ条約は、中世英仏関係を語るうえで、ターニングポイントとなっている。と言うのも、同条約により、ガスコーニュにおける上級領主が、イングランド王＝アキテーヌ公とフランス王⁽²⁾であるという法的根拠が明白になり、ガスコーニュの現地人たちが、イングランド王の代官であるガスコーニュ・セネシャルの判決を不服として、パリ高等法院・フランス王廷に上訴することが、可能になったからである⁽³⁾。これについてガヴリロヴィチ Gavrilovitch は、1) 1259年パリ条約によって上訴が可能になり、ガスコーニュにフランス王権が浸透した、2) そのことが、プランタジネット家の裁判権を侵害することとなった、3) 同家は裁判権に重大な損害を被り、英仏百年戦争の起源になった⁽⁴⁾との3点を重視する。

しかし、ガヴリロヴィチの見解には、パリ高等法院・フランス王廷での裁判の実態や機能性の問題と、現地人の思惑を無視した傾向が含まれている。最近ようやくヴェイル Vale がこの点を批判した。ただヴェイルも、現地人の上訴問題とそのプロセスには、英仏の緊張関係を増幅させて、最終的には百年戦争につながる要因があることを認める点では、従來說と共通する⁽⁵⁾。ヴェイルは、上訴だけでなく、プランタジネット家とガスコーニュ人との軍役奉仕、ワインの交易を通じての経済的な紐帯についても論じているが、本稿ではとりわけ、ガスコーニュでの上訴問題に注目する。

ガスコーニュは、フランス王権にとって、1259年パリ条約以降においては、フランス王国の一部になったことが前提に研究されてきた⁽⁶⁾。と言うのも、ルイ9世、フィリップ3世、フィリップ4世によって、ガスコーニュを念頭に置いた私戦の禁止や上訴の促進を促す王令が度々出されている⁽⁷⁾からである。ところが上述の先行研究では、この王令の実効性は議論されていない。そこで、本稿では国王間でのやりとりだけでなく、ガスコーニュにおいて実際に上訴した当人たち、すなわち現地領主・騎士・都市民⁽⁸⁾が上訴において期待したことは一体何かを検証し、その結果を通して、イングランド王＝アキテーヌ公、フランス王といった上級領主がどのような存在とみなされたかを見ていく。

本稿では、プランタジネット家側の史料としてのロール・ガスコン *Rôles Gascons* とカペー家

側の史料としてのオリム *Olim* から判明している上訴の実例を、1259年パリ条約締結からガスコーニュ戦争が始まった1294年の間の約40年間について考察する。ただ、これらの史料は国王側の立場で書かれているので取り扱いには注意が必要である。また本稿が、なぜこの年代に焦点を当てたのかには、以下の理由がある。この時期にパリ高等法院への上訴が飛躍的に増大するが、このことが英仏百年戦争前史の第一段階としてのガスコーニュ戦争の前提として、研究されてきたからである。すなわちパリ高等法院への上訴が、現地領主の裁判権とプランタジネット家の裁判権を呑み込む形で、フランス王権を伸張させ、その結果フランス王権は、1259年パリ条約以降、プランタジネット家よりはガスコーニュにおいては優位であるという証拠として上訴事例が用いられる。その見解は、ガヴリロヴィチ以来、ヴェイルによる批判まで100年以上変わっていない。

1 1259年パリ条約への背景と経緯

本題に入る前に、1259年パリ条約に至る背景と経緯について、いくつかの論点を検討しつつ、概略を述べておきたい。

最初の論点は、ガスコーニュの権利は、英仏両王だけでなく、アラゴン王、カスティーリャ王などイベリア半島側諸王たちも主張していたという事実背景を巡るものである。シャプレは、フィリップ2世は、ガスコーニュ征服に乗り出したことはなかったが、1202年の大陸所領没収宣告を根拠に、ガスコーニュも没収する意図があったと述べている⁽⁹⁾。同王の母ブランシュが、カスティーリャ王家の出身で、そのからみで、父王のアルフォンソ10世が、ガスコーニュへの権利を主張していたことによる。だが、そのアルフォンソもヘンリ3世との協議で1254年にその権利を放棄した⁽¹⁰⁾。それ以後も、英仏両王にとってガスコーニュを巡るライヴァル関係は存在し続け、1259年パリ条約の直前の1258年1月には、ルイ9世とアラゴン王ハイメ1世との間で、コルベイユ条約が締結され、ルイ9世はバルセロナ伯領の権利を、ハイメ1世はモンペリエとルーシヨンの権利を放棄することで、両王権の及ぶ範囲を決定している⁽¹¹⁾。ガヴリロヴィチが、その条約から1259年パリ条約に向けての交渉がスムーズに進んだと述べており、タンブル・ド・パリにて仮条約が締結されたのが、その4ヵ月後になる⁽¹²⁾。

そこで、英仏両王家がなぜ1259年パリ条約の締結に至ったのかというプロセスが重要になる。そこで、シャプレが妥協と位置づける要因を分析する。プランタジネット家にとっては、1224年までに、ルイ8世の遠征により、シャラント川以北の領域を喪失したことで、ガスコーニュに対する期待が高まっていった。ルイ8世の遠征に呼応する形で行われたヘンリ3世王弟コーンウォール伯リチャードの遠征に伴って、1227年には、単一のガスコーニュ・セネシャル管区が形成されるきっかけが与えられた⁽¹³⁾。ワインと穀物の交易でのガスコーニュの重要性はすでに多くの先行研究が指摘しているが、さらに重要なのが現地領主との臣従誓約であった⁽¹⁴⁾。ガスコーニュは、1202年以降1259年までイングランド王の自由地であったが、現地の有力領主ベアルン副伯ガストン7世のように、1242-43年のヘンリ3世によるサントンジユ遠征に参加した者がい

た⁽¹⁵⁾。現地領主との臣従誓約が重要となるのは、1248年にシモン・ド・モンフォールが任期7年のガスコーニュ・セネシャルに就任した時である。スタッドが指摘するように、シモンが同セネシャル在任中に、敵対する現地領主に過酷な処罰を行い⁽¹⁶⁾、ガストン7世とアマニュー・ダルブレを首謀者とする反乱が生じた⁽¹⁷⁾。

トラビュ・キュサック *Trabut-Cussac* は、ブノージュ、フロンサック、カステイヨンの各領主たちがこの行為を不服として、カステイーリャ王アルフォンソ10世に請願したと述べる⁽¹⁸⁾。これが、イベリア半島側諸王に介入の口実を与えた。ガスコーニュを巡るフランス王との講和への動向を、イングランド王家による1250年以降の外交政策の変化と結びつける見解もあるが⁽¹⁹⁾、私はむしろ、イベリア半島側諸王の介入により、イングランド王はガスコーニュの現地領主との封建契約を、第三者により保障される必要に迫られたことを重視したい⁽²⁰⁾。

一方、フランス王家は、ガスコーニュの領有を、封建的慣行、すなわち、結婚と征服により目指した。前者は1137年にレイ7世とアリエノール・ダキテーヌとの結婚で成し遂げたかのように見えたが、1152年にアリエノールが、後のイングランド王アンリ・ド・プランタジュネと再婚したため失敗した。一方、ガスコーニュを1202年の没収対象に含めて、レイ8世、レイ9世が盛んに征服を試みたが、前者は現地での抵抗があつて、後者はヘンリ3世と現地領主の抵抗があり、失敗に終わっている⁽²¹⁾。ガスコーニュの現地領主の上級領主意識は、1259年パリ条約までは、専らイングランド王に傾いていた⁽²²⁾ゆえに、フランス王は、ガスコーニュを封土として、封建誓約に基づいてイングランド王に与え直すことで、王権浸透を目指したのではなかろうか。と言うのも、本稿で論点とする上訴システムが、この封建誓約を活用した制度⁽²³⁾にはほかならないからである。ただ、この種の王権浸透は実際に可能だったのだろうか。現地領主の意識との関連はどうだったのかという議論は、ヴェイル以前の研究には見られない。

2 上訴の定義と裁判システム

上訴にあたる事例は、史料では *appellatio*, *appellavit* のみではなく、*petitione*, *supplicavit*, *supplicio* と表記されている事例があり、事実上は区別されているが⁽²⁴⁾、本稿では包括性を重んじて区別しないで論述する。

まず、1259年パリ条約以降の上級領主法廷であるパリ高等法院とフランス王廷とイングランド王廷とガスコーニュ・セネシャル法廷の裁判における構造と成り立ちについて、簡潔に述べたい。フランス王廷は、王の本来的な職務としての裁判の最高機関として、存在した。フランス王は、フランス王国内の聖界領主と俗界領主から選定される宮人衆 *Palatin* からの助言と意見を求め、上訴人と被上訴人の証言と合わせて判決を出していた⁽²⁵⁾。この構成は、13世紀後半レイ9世治世に、上訴の増大に伴って同王廷から派生して独立した、本稿で問題とするパリ高等法院に引き継がれている。ただ、両者の明白な相違を指摘するのは難しい。なぜなら、原則的に国王裁判所が宮廷の一部に設けられていたことに起因しているからである。唯一、両者の間で決定的に異なるのは、前者がフランス王の名で判決が出るのに対し、後者はフランス王の名で判決は出

ず、パリ高等法院が以下のように判断したという結果になることである⁽²⁶⁾。オリヴィエ・マルタンは、この相違について明白な解答を出してはいない。ただ、少なくとも相互間で、その構成員である宮人衆と国王が、裁判のために絶えず移動していたことを、同氏は明らかにしている⁽²⁷⁾。

1259年パリ条約以前のガスコーニュでは、紛争が生じた際には、イングランド王かもしくはアラゴン王、カスティーリャ王などスペイン諸王国の王たちへの請願 *petition* という形を取ることによって不服を申し立てていた⁽²⁸⁾。さらに、パリ高等法院への上訴は1259年パリ条約から上訴が始まったと、ガヴリロヴィチは述べている⁽²⁹⁾。ところが、オリムではそれ以前にも、次項で見ると、1259年パリ条約でプランタジネット・ガスコーニュとなる地域において生じた揉め事を、パリ高等法院に持ち込んでいた事例（1257年・58年）が記録されている。

オリヴィエ・マルタンによると、フランス王国においては、自分よりさらに上級領主への上訴は、裁判懈怠 *déni de justice* かもしくは偽判 *faux jugement* 以外には行使しうるものではなかった⁽³⁰⁾。これは、フランス王が浸透させた裁判が封建制に基づいていたため、上記の2例は例外とみなされた。さらに同氏は、後者の事例において、上訴人が勝訴すれば、上訴人により、裁判を拒否された直属封主とのフィデリテは断ち切れ、フランス王とのフィデリテが結成される一方で、上訴人が敗訴すれば、直属封主からの所領を失うことになるかと述べている⁽³¹⁾。ただ、本稿で問題とするガスコーニュでの上訴問題にこの事例に当てはめると、上訴人の勝訴により、被上訴人とされたプランタジネット陣営と上訴人との関係が断ち切られてフランス王と結びつくことで、プランタジネット家の裁判権が侵害されるという、通説に行き着いてしまう。

ここで、1259年パリ条約のもう1つの論点を考える。同条約でプランタジネット家は、フランス王の12人の同輩衆 *Pair de France* の1人となり、独自の裁判権を行使する権利が認められていた⁽³²⁾。ガスコーニュからのパリ高等法院・フランス王廷への上訴は、プランタジネット陣営はもちろん、公の裁判権を露骨に侵害する意味で、フランス王家にとっても都合の悪いこととなるのである。さらに、キックライターによると、プランタジネット家は、パリ高等法院・フランス王廷への召還の際には、他の同輩衆と違って、代訴人の派遣を常時保障されていた⁽³³⁾。

それでは、1259年パリ条約以降に完成したプランタジネット家による裁判システムについても見ていきたい。富澤氏によると、ボルドー、バザ、ダックス、サン・スヴェールにおいて、ガスコーニュ・セネシャルは巡回法廷を設け、1年に4回、一都市ずつ現地の問題を処理していた⁽³⁴⁾。トラビュ・キュサックは、法廷の開催場所は現地の都合を配慮したのか、不定期であると述べ、上記の都市以外の法廷で開催される裁判があったことも指摘している⁽³⁵⁾。これらの法廷の構成員は、現地の聖俗の有力領主、騎士、従騎士、有力都市民層が大半を占め、トラビュ・キュサックは誤判の温床となっていたと推定する⁽³⁶⁾。この誤判は、ガスコーニュ・セネシャルの代行官の現地人だけでなく、その下部に置かれていた下部セネシャルたちへと拡がり、1270年代の上訴増大に結びつく⁽³⁷⁾。

1289年6月のエドワード1世の *Condom* 勅令により、ガスコーニュ・セネシャルが現地の最高裁判官で、現地の問題は上記4都市の巡回法廷に持ち込むべきということが定められた⁽³⁸⁾。

トラビュ・キュサクは、この問題を含めてプランタジネット家の強権的なやり方で、ガスコーニュに自前の裁判権を浸透させ、その中でガスコーニュの現地人を、官職任命を通じて、プランタジネット陣営に取り込んでいくと説明するが、ヴェイルによれば、この説はガスコーニュの裁判システムを両王家間の奪い合いとしか見ておらず、現地動向を考察する視点に欠けているとみなされている⁽³⁹⁾。

となると、上訴人となったガスコーニュの現地人たちの抱えている問題に加えて、その人たちの身分は何で、被上訴人は誰であったか、さらには最終的な上訴に至る経緯から判決・結果などを個別に分析する必要が出てくることになる。

3 上訴の性質と上訴人の傾向

文末に載せた表は、本稿が対象とする時代の上訴の一覧である。本稿では、上記で述べた1259年以前の上訴も4例載せている。載せている42例のうち、36例はパリ高等法院・フランス王廷における記録が残る。残りの6例は、ボルドーのアキテーヌ公の法廷の記録しかない。

上訴人の身分構成はどうであろうか。ガストン・ド・ベアルン、リモージュ副伯女マルグリットといった上級領主の上訴が4例あり、表番号では、3と10と14と27に対応する。ルノー・ド・ポンス Renaud de Pons, マルグリット・ド・チュレンヌ Margrite de Turenne の4例に代表される中小領主の上訴が11例あり、表番号では上記の事例の5, 6, 22, 28に加えて、11, 12, 13, 19, 26, 39, 41に対応する。Gombaude Tyran の3例に代表される騎士・従騎士の上訴が6例あり、表番号では、上記の事例の31, 36, 42に加えて、2, 7, 9に対応する。聖界領主の上訴は9例あり、表番号では、1, 4, 15, 21, 24, 32, 33, 38, 40にあたる。市聖堂参事会の上訴事例は3例あり、表番号では、8, 18, 20に対応する⁽⁴⁰⁾。都市民の上訴は、Raymond Arnaud de Domo-Nova の2例に代表されるが、7例存在する。この事例は、表番号では、上記の事例の25, 29と16, 20, 23, 30, 34, 35, 37にあたる。いずれにせよ、幅広い身分が確認できる。その中で多い順に並べると、中小領主、聖界領主、市民の上訴となる。前二者は裁判権の問題、後者は内部抗争における上訴が目立つ。なお17の事例では、上訴人の身分は史料上には記されていない⁽⁴¹⁾。

上訴において問題となっている事例は、封土すなわち城館の領有権を巡る臣従誓約や所領の相続問題、都市内部抗争の仲裁に大別される。42件のうち、城館を巡る問題と所領相続を巡る問題が、それぞれ12例ずつ上訴が挙げられている。前者の事例は、表番号の1, 3, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 14, 19, 31, 39に対応し、臣従誓約が問題となっているのは、1, 5, 6, 7, 10, 19と6例ある。後者の事例は表番号の2, 8, 9, 10, 13, 15, 20, 21, 26, 28, 37, 42で、そのうち、ガスコーニュ・セネシャルが関わっているのは、8, 9, 15, 20, 26, 37と6例ある。現地抗争は12例あり、表番号の16, 18, 22, 23, 24, 25, 30, 32, 33, 34, 35, 40をこれに当てはめた。裁判権が問題となったのは3例ある。10のリモージュの事例はこれにも当てはまる。そのうち、ガスコーニュ・セネシャルがからんでいるのは24の1例である。扱われている問題が不明なのは、5例ある。表番号では、17, 27, 29, 38, 41に対応するが、41の事例を除いて、上訴が撤回されている。残りの1例は、4の事

例で現地抗争であるが、争点が河川での水揚げ権と明確になっている事例である。

上訴の要因としては、ガスコーニュ・セネシャルを相手取って、被告として訴えている事例が42例中24例見受けられ、この点は通説で言われているところと変わらないが、その裁判の内実が詳細にされることはなかった⁽⁴²⁾。

残りの6例は表番号で言うと、21, 34, 35, 37, 38, 39は、イングランド王廷での処理までが記録され、和解を前提に裁判が進められている。なお、37の事例は、ガスコーニュ・セネシャルの法廷で事件の記録が終わっている。この6例は、1283年と1289年に集中している。この1280年代は、トラビュ・キュサックの指摘するイングランド王＝アキテーヌ公への直訴が登場する時期と重なる⁽⁴³⁾。また、国王間のやりとりではあるが、1279年のアミアン条約でアジュネが、プランタジネット家の封土として譲渡されたことも、アジュネの領主・領民からの上訴がアキテーヌ公の法廷に上ってくる原因となった。

4 上訴の判例分析

そこで、数件の内容に基づいて分析し、そのうち城館の領有権を巡る臣従誓約、所領相続の問題、現地抗争がからんだ上訴を挙げる。その中から、先行研究だけでなく、史料からの言及も多い事例に注目して、それらの実態を細かく分析していきたい。

1) 城館を巡る臣従誓約が関わる上訴問題

城館の領有問題は、今回の分析で12例存在し、そのうち、上級領主との臣従誓約が問題となった事例が半数の6例あることは先ほど述べた通りである。

城館を巡る臣従誓約の問題に代表されるのは、表番号の5にあたる1259年12月に起こったルノー・ド・ポンスとその妻マルグリット・ド・チュレンヌの上訴である。この事例は、ガスコーニュにおける上訴の始まりとしてとりわけ注目されている。

実際に、このルノーの事例を中心に取り上げている先行研究は多いが、ルノーがイングランド王＝アキテーヌ公の裁判権を侵害したと見る傾向が強い⁽⁴⁴⁾。ルノーがベルジュラック城館を巡る、ポルドーでのガスコーニュ・セネシャル法廷での裁判を2回も懈怠したことによって、ガスコーニュ・セネシャルの命でベルジュラックの城館・所領が没収されたことに起因していた⁽⁴⁵⁾。1259年パリ条約により、ガスコーニュの現地人たちは、自分たちの直属封主であるイングランド王＝アキテーヌ公を、その直属封臣でありながら、訴えることが可能になったことはすでに指摘したが、ガスコーニュ・セネシャルの判決を不服として上訴することは、それを誤判とみなす手法だった。現地領主にとっての城館・所領には在地裁判権が付随しており *castrum cum iuribus pertinens*⁽⁴⁶⁾、それらの没収が彼らに与える反響は大きかった。

上訴人であるルノーは、ガヴリロヴィチによると、ジャンサックの城館・所領のためにロンドンに赴かなかつたのは、ガスコーニュがフランス王の領地であるからと証言していた⁽⁴⁷⁾。ところが判決を見てみると、ルノーはイングランド王＝アキテーヌ公であるヘンリ3世と臣従誓約を

行って、例の城館を・所領を領有せよとなっている。ルノーは証言においては、フランス王と封主・封臣関係にあることを意識していたかのように見える。ところが、判決が命じているのはプランタジネット家との臣従関係の構築である。この食い違いはどこから生じたのだろうか。トラビュ・キュサクは、そのヒントとして、ジャンサクの城館・所領問題において、判決が確定する前に、ルノーとその妻が1261年に、パリに滞在していたヘンリ3世にジャンサク、ベルジュラックの城館・所領について、臣従礼を行ったことを指摘している⁽⁴⁸⁾。これは、プランタジネット家と封主・封臣関係を築くことを前提にしたものである。これを受けた判決は、この行為を追認する形となったことを示唆している。

表番号12のフロンサク副伯レイモン3世の事例は、このルノーの事例と似通っている。同副伯は、パリ高等法院での証言においては、自領地フロンサクは、ペリゴール伯に帰属する領地であり、同伯は、フランス王と封主・封臣関係にあるから、自らもそのつながりで、フランス王の臣下であると、明らかにフランス王を重視した内容を含ませていた。判決は、イングランド王＝アキテーヌ公の名の下での城館・所領の返還と定められた。決着のつき方を見てみると、エドワード1世妃イリナー・オブ・カスティーユの仲裁で⁽⁴⁹⁾、同副伯は、城館・所領をエドワード1世との臣従誓約に基づいて領有することで和解した、となっている。この事例については、ロール・ガスコンに多くの勅令状が見られ、プランタジネット陣営は、1274年に早速、ガスコーニュ・セネシャルのリューク・ド・テイニに全権を委任し、問題の解決に当たらせている⁽⁵⁰⁾。このような動向は同副伯の証言内容には抗うことになるが、一方で判決・結果に影響を及ぼしていたのは間違いない。むしろ、これらの動向は、イングランド王＝アキテーヌ公がフランス王同輩であると1259年パリ条約で定められたのだから、フランス王はそう簡単に介入しえないことを示す。

表番号19の事例では、城館には裁判権が付随していると史料上に書かれ、ルノーの事例も、フロンサク副伯の事例でもそれが問題になったであろう。上訴人は、上訴を撤回し、妻とともにウィンザーに赴き、エドワード1世と臣従誓約を交わした。表番号7の事例では、上訴人に対して、裁判権に直属するガスコーニュ・セネシャルが、パリ高等法院による判決の執行を拒否したために、フランス王との臣従誓約の下で、上訴人ラウールは城館・所領の領有を認められている⁽⁵¹⁾。これは、オリヴィエ・マルタンの説明を借りれば、ガスコーニュ・セネシャルの上訴人に対する裁判懈怠とみなされうる事例であった。

フランス王は、現地の城館を巡る臣従誓約の問題については、現地とプランタジネット家の封主・封臣関係と裁判権を尊重しつつ、パリ高等法院の判決という形でそれにお墨付きを与えることによってしか、権力を行使しえなかったと言えよう。ヴェイルは、ガスコーニュの現地人の忠誠心は、パリ高等法院・フランス王廷への上訴の増大にも関わらず、プランタジネット家側に基本的に15世紀中葉まで残されたと述べている⁽⁵²⁾。そのことと関連して、上訴人のわずかに残されている証言の信憑性は危うくなる。当然のごとく、パリ高等法院・フランス王廷においては、フランス王に不利な事項は証言できないはずであるから、現地人が意図的に証言していたとも考えられよう。

2) 所領相続をめぐる上訴問題

次に裁判権の問題が明記されていない、現地所領もしくは動産・不動産の相続を巡る抗争について考察したい。とりわけ、問題となったのは、所領もしくは動産・不動産の相続をめぐる問題で、現地人とガスコーニュ・セネシャルが対立した事例である。表番号の 8, 9, 15, 20, 21, 26, 32 に共通した傾向が見られる。この中でピックアップしたいのは、ボルドーにおける事例である。とりわけ、今回使用した史料上において言及されているのは、市聖堂参事会とガスコーニュ・セネシャルの対立である。

表番号の 8 にあたる事例は、先行研究で取り上げられてきたことはないが、現地抗争への上級領主のあり方を示すものとして、さらには比較的上訴人の証言が残されているものとして、研究の余地が残されている事例である。この事例の元となったのは、ボルドー大司教と市聖堂参事会が、前者の生前から相続を巡って争っていたことである。最初の上訴審が行われた 1269 年以前に、当のボルドー大司教が死去し、市聖堂参事会側は、ボルドー大司教に教会を含め、所領の相続権を主張して、ガスコーニュ・セネシャルに訴え出た。注目すべきは、ガスコーニュ・セネシャルが、ボルドー大司教の不入権には、口出しできないと市聖堂参事会側に対して、回答したことである。ヴェイルによると、このボルドー大司教は有力領主であったため、1259 年パリ条約以降、ボルドー市の忠誠心を固めておく意味でも、当の大司教とは対立は避けたかったはずである。当然、ガスコーニュ・セネシャルの裁定を不服とした市聖堂参事会は、パリ高等法院へと上訴した。この中で、上訴人は改めて教会を含め、大司教側に属する所領の一部には、自分たちに領有権があることを主張し、加えて、この抗争にはプランタジネット家に責任があるとも主張した。ただ、被上訴人の証言は記録されていない。結局、妥協策として、ボルドー大司教が生前に残した動産・不動産については、大司教陣営と上訴人の間で分割するべきという裁定が下された。さらに、この問題について、プランタジネット家の責任は問わないという裁定も下されたのである。

2 回目の裁判は 1277 年に行われているが、史料上では、大司教側に分割された動産・不動産はフランス王が没収していたと書かれている⁽⁵³⁾。どのような経緯で大司教陣営に分割された動産・不動産が、フランス王の手に渡ったかは、不明瞭であるけれども、判決を見てみると上訴人の言い分が認められている代わりに、フランス王に臣従礼を払うようにと裁定が下されている。最終的に現地人同士の抗争が、フランス王との臣従誓約にまで発展したことになる。

この事例だけを取り上げてくると、フランス王がイングランド王＝アキテーヌ公の裁判権を侵害したように見える。ところが、この事例の 2 回目の裁判とほぼ同時期に行われた表番号 15 の事例では、被上訴人は上訴人に対して、侵奪した所領を返還するならば、フランス王廷で罪は問わないと明記されている。これに関連して、ロール・ガスコンでは王命で、当の上訴人 Brun de Saye に対して、所領の返還命令が出されている⁽⁵⁴⁾。

確かに、ガヴリロヴィチが指摘するように、フランス王が強権を行使したと思われるふしは見られるものの、実際にはイングランド王＝アキテーヌ公の裁判権への配慮も見られており、イングランド王＝アキテーヌ公側も、パリ高等法院・フランス王廷の裁定をある程度は受け入れてい

たことになる。また、1280年以降、財産相続を巡る問題はアキテーヌ公の法廷で解決させる事例が目立つようになっている⁽⁵⁵⁾。

3) リモージュ副伯女マルグリットの上訴事例

1259年パリ条約により、現地抗争が、イングランド王＝アキテーヌ公とフランス王の代理抗争になったのは、表番号10のリモージュ副伯女マルグリットの事例である。ガヴリロヴィチは、マルグリットがリモージュにおけるフランス王の司法権の付与を求めたと述べている⁽⁵⁶⁾。トラビュ・キュサクによると、1259年パリ条約の規定に基づき、ヘンリ3世は、リモージュにおける臣従誓約をペリゴール・リムーザン・ケルシイ・セネシャルのベルトラン・ド・カルダイヤック Bertrand de Cardaillac を通じて、1260年3月14日に現地の城館にて取り決めていた⁽⁵⁷⁾。ただ、領主であるギイー6世は、都市コミュニヌとの抗争を理由に、この臣従誓約には参加しなかった。ベルトランは、彼を出頭させようとしたが、ギイー6世は、「自分はイングランド王＝アキテーヌ公とは封主・封臣関係にはないから、臣従誓約をする必要はない」と証言して、出頭を拒否した。これが、後の裁判でマルグリットの証言とも関連することとなる。

当時、リモージュは領主層と都市コミュニヌが対立状態にあったが、ベルトランの後継に指名されたジャン・ド・ラランド Jean de Lalinde は、1262年公現節までの両者の休戦を約束させたものの、両者の和解を促す手段にはなりえなかった。ギイー6世は、1262年8月15日か16日の間に死去し、幼少の娘マリがその地位を継承した⁽⁵⁸⁾。その際に摂政となったのが、ギイーの妻、マリの母マルグリットであった。

1回目の裁判は1269年の諸聖人の祝日に行われた。現地領主の副伯女マルグリットが、都市コミュニヌとヘンリ3世が臣従誓約を結んだことを不服として、ガヴリロヴィチが指摘するように、フランス王の上訴権適用を求めた⁽⁵⁹⁾。この裁判で問題となったのは、リモージュの城館は誰に所有権が確定していたかについてである。上訴人は、リモージュの城館はルイ9世に属している *Castri lemovicensis regi Ludovico* 所領なので、ヘンリ3世の行為は無効であるべきと主張した⁽⁶⁰⁾。この裁判ではヘンリ3世にも出廷が命じられたが、彼の代訴人たちは、リモージュの城館は1259年パリ条約でルイ9世の名で割譲が約束されて保有されている所領なので、当然、ヘンリ3世にその権利があると証言した。さらに代訴人は、マルグリットの上訴は、ガスコーニュ・セネシャルもしくはその下部にいるペリゴール・リムーザン・ケルシイのセネシャルの判決を上訴したのはなく、フランス王への単なる請願に過ぎないので、上訴人への審問は必要ないとも証言した⁽⁶¹⁾。それを受けて、フランス王はリモージュ副伯家に下封されていたリモージュの所領をプラントジネット家に敵対する行為に利用したとみなし、審問は行わないという判決を下した。その判決をマルグリットは不服として、後日裁判が行われた。

トラビュ・キュサクによると、1272年1月28日に最終的に判決が下され、マルグリットの言い分が認められ、ヘンリ3世のリモージュの都市コミュニヌへの臣従誓約を取り消すように、さもなければ、ペリゴール・セネシャルに命じて、強制的に判決を施行させるという判決が下されて決着した⁽⁶²⁾。ヘンリ3世と都市コミュニヌにとっては、この判決は当然、両者の臣従誓約

を損なう可能性があり、反発も予想されうるが、その事実は史料上でも言及されていない。

だが、マルグリットがフランス王を上級領主として意識した要因につながる問題を、トラビュ・キュサックが指摘する。それによると、副伯女マリとルイ9世王弟ロベール・ダルトワとの婚姻関係が、1269年9月にかわされていた⁽⁶³⁾。すなわち、1269年諸聖人の祝日の裁判に前後して、現地領主をフランス王家の姻戚に取り込んでいるのである。ここで注目すべきは、1259年パリ条約を境に、リモージュにおける上級領主意識が、領主側はカペー家、都市コミュニューはプランタジネット家と分化したことであろう。両者はこのリモージュの問題においては、上級領主権力を利用して内部抗争を解決するどころか、かえって状況を悪化させていたことになる。マルグリットの証言には、封土であるリモージュの城館に対するフランス王との臣従誓約が、1259年パリ条約以前の段階で、夫のギイー6世によってなされたので、その規定を適用するべきではないという意図が込められている。一方で、都市コミュニュー側はペリゴール・リムーザン・ケルシのセネシャルであるベルトランとの臣従誓約を受け入れていることから、1259年パリ条約の規定は守られるべきであり、領主側の言い分は受け入れ難かった。同条約以前の対立も含めて、プランタジネット家に臣従意識を持つ要素を備えていたのである。

4) ガストン・ド・ベアルンの上訴事例

プランタジネット家と現地領主との抗争で、とりわけ注目されているのは、エドワード1世とガストン・ド・ベアルン（ベアルン副伯ガストン7世）との対立である。この両者は、時には対立し時には和解を繰り返していた。ロール・ガスコンでは、ガストンは親愛なる血族 *consanguinem et fidelem nostrum* と称されている⁽⁶⁴⁾。1269年にガストンの次女コンスタンスが、ヘンリ3世王弟ヘンリ・オブ・アーメイン Henry of Almain と結婚したことに起因しており、両者の間に血縁による紐帯が存在していた。それにも拘らず、1272年にヘンリ3世が死去し、エドワード1世が即位するとガストンの立場は変化する。エドワード1世がパリにてフィリップ3世と臣従礼を済ませた後、ガスコーニュに立ち寄ったところで事件が起こった。事件の経緯には諸説あるが⁽⁶⁵⁾、いずれにせよ、エドワード1世がガストンを逮捕し、動産・不動産を問わず所領を没収した上で、投獄した点では一致する。この不当な処遇は当然、ガストンによるパリ高等法院への上訴の道を開くこととなった。ポウイクは、ガストンの代理人が1273年のサン・スヴェールの巡回法廷への出廷命令に三度とも応じず、さらにリモージュに滞在していたエドワード1世が、ガストンの代理人に突きつけられた条件を甘受すると約束したにも拘らず、本稿の表番号の14に載せた、上訴につながったことを重視している⁽⁶⁶⁾。ただ、このガストンの上訴事例はロール・ガスコンにおける史料の空白期にあたり、オリムではこの事例については言及がない⁽⁶⁷⁾。と言うのも、ガストンの上訴は様々な問題に直面したため、裁かれずに棄却され、現地法廷に差し戻されているからである。ポウイクによると、ガストンはエドワード1世の処遇が不当であることをパリ高等法院にて示すために、エドワード1世の代訴人との法廷決闘を要求したとされている⁽⁶⁸⁾。ただ、フランス王家のスタンスとしては、法廷決闘をいかなる理由であれ禁止する措置を取り続けているので、ガストンは当惑した上訴人として、裁判での審理が不可能だとみなさ

れたのである。

上訴の棄却後、ガストンは自前のコネターブルを利用して、エドワード1世に没収されていた全ての所領を取り返してもらっていたが、1277年にエドワード1世はフィリップ3世に対して、侯としての自らの権限を侵害したガストンに対する厳しい処罰を要請した。ガストンはこれに対して再度上訴を試みた⁽⁶⁹⁾。

両者の和解は、表番号14の備考にもあるように、1279年4月27日付で出された条文に始まった。それは、ボルドー・コネターブルのアダム・ド・ノーフォーク Adam de Norfolk に全権を譲渡して、没収し管理していた所領をガストンに返還するようという内容を含んでいた。その後、ガストンおよびその次女コンスタンスは、ボルドー・コネターブルを通じて、ボルドーで徴収される関税から年金が支払われることが取り決められ、両者の関係は改善に至る⁽⁷⁰⁾。

問題は、エドワード1世が自らの臣下の問題について、フィリップ3世に処遇をまかせていることである。ガストンの事例では、自らの裁判権内での処理が限界になったとも取れるが、彼の思惑についてポウイクは裏付けていない。次に、ガストンの行動が他のガスコーニュ領主の上訴動向に影響を及ぼしているかを検討する必要がある。すなわち、ガストンは自らの意志で以って、裁判を懈怠し、上訴を試みているからである。

5) 上訴撤回事例

ガストンの事例は、パリ高等法院・フランス王廷が中心となって、上訴を棄却したものであったが、ここでは、表の中でいくつか見られる上訴の撤回の問題について、分析する。

この上訴撤回動向は、フランス王の介入、プランタジネット陣営の根回しがあった事例と史料で言及されている通り、上訴人が自発的に撤回した事例に大きく分かれる。こういった傾向は、1270年代中葉から出現し、1280年代から1290年代に増大し、ガスコーニュ戦争後、14世紀初頭においても見られる。先行研究では、トラビュ・キュサックが現地人の上訴撤回動向について言及し、プランタジネット陣営に、上訴人に根回しする戦略があったこととあわせて言及した⁽⁷¹⁾。同王家のガスコーニュ内の問題はガスコーニュで片付ける意識が見られる。

上訴撤回ではないが、この枠組みで解決させようとした事例が表番号37の事例である。上訴人 *Bozone Coff.* は、被上訴人 *Rostandus de Talencia* との相続争いで、ボルドー市長の裁定を不服として、ボルドー・コネターブルのレイモン・デュ・ミライユ Raymond du Mirail に仲裁を依頼したが、ボルドー・コネターブルと被上訴人が裁判懈怠を行ったため、上訴人はガスコーニュ・セネシャルのジャン・ド・グリーリーに訴え出て解決を委任した。ガスコーニュ・セネシャルの裁定は、被上訴人の出廷を命じるものであったが、ここまでしか史料の記録がないため、これ以上は分からない。ただ、上訴人が現地での和解を模索していたことは確かである。ボルドー・コネターブルのレイモン・デュ・ミライユはラ・レオールの都市民で、ガスコーニュ・セネシャルのジャン・ド・グリーリーにも幾人かの代行官を有していて、彼らの多くはガスコーニュ人だったとトラビュ・キュサックの分析により判明している⁽⁷²⁾。ヴェイルもまた、理想的な現地抗争の解決策は現地人同士の和解であったと明言している⁽⁷³⁾。

いずれにせよ、上訴撤回は、現地での和解工作としてよく利用された。表番号 19 の事例を見ていこう。1276 年か 1277 年か、史料に記された年代ははっきりしていないが、アレクサンドル・ド・ラ・ペブレ *Alexandre de la Pébrée* と妻マルグリット・ド・チュレンヌが、Cognac の城館・所領の領有を巡り、サン・マケールで開催されたバザの巡回法廷で行われたボルドー・コネターブルとガスコーニュ・セネシャルの審問と仲裁を不服として、パリ高等法院に上訴した⁽⁷⁴⁾。だが、自発的に上訴の撤回を申し出た *Renunciacione spontanee appellacioni* とロール・ガスコンでの条文には記されている⁽⁷⁵⁾。プランタジネット家が、事前にあった根回しを隠すために、意図的に書いたとも取れるが、上訴人がウィンザーに赴いて、エドワード 1 世と臣従誓約を行っていることや 1292 年 4 月 12 日に上訴人が、サント・フォワ・ラ・グラン드의バイイに就任していることから⁽⁷⁶⁾、現地領主にとって、上訴の撤回は、プランタジネット家に恩顧を配分してもらう契機になったと思われる。この恩顧配分要求は、表番号 26 のアニェス・ド・ジロンド *Agnès de Gironde* の事例に見られる。上訴人はパリ高等法院に代訴人 2 人を派遣していたが、代訴人が上訴撤回を申し出たことを受けて、上訴人の息子アルノーが、エドワード 1 世に上訴撤回の見返りを要求した。なお、キックライターがこの上訴撤回における恩顧配分について言及している⁽⁷⁷⁾。

表番号 22 の 1279 年 4 月のダックス市民 *Raymond Arnaud de Domo-Nova* の上訴においては、上訴人が上訴の撤回を申し出たため、エドワード 1 世は上訴人に恩顧を与えて和解を確認した *ad gratium nostrum et reconciliacionem duximus admittendum*⁽⁷⁸⁾。恩顧の配分が和解につながっているのである。

パリ高等法院が介入して上訴を撤回させた事例を、表番号 17 と 23 の事例で説明する。前者は 1277 年に *Petrus de Tornella de Cabanaco* と *Bernardus del Can de Gaiaco* がガスコーニュ・セネシャルの審理と判決を偽判 *falso et pravo iudicio* とみなしてのパリ高等法院への上訴であるが、パリ高等法院で仲裁がなされ、*ad nos interposite* 上訴人は上訴を撤回すると公言した⁽⁷⁹⁾。後者は 1278 年 1 月 12 日に起こった、とあるダックス都市民によるパリ高等法院への上訴であるが、フランス王が介入して、上訴が撤回されたとある⁽⁸⁰⁾。

これらの上訴撤回は、フランス王が権力を行使して行ったことは明白で、上訴棄却や判決の持越しといった事例とも関連する。

5 42 の上訴事例への判決の分析

本稿にて、分析した 42 の上訴の事例で、パリ高等法院・フランス王廷と言ったカペー陣営に持ち込まれた事例が 36、イングランド王廷もしくはガスコーニュ・セネシャル法廷と言ったプランタジネット陣営までの事例が 6 あった。

まずは、カペー陣営に裁判が持ち込まれた 36 の事例について判決・結果を分析するにあたり、再び表を参照する。36 例中半数の 18 例が、何らかの形で判決が出ている。残りの半数のうち、8 例が上訴撤回で、表番号では、17, 19, 23, 25, 26, 27, 29, 41 に当たる。裁判を別の法廷に

差し戻す事例が4例あり、表番号1, 14, 22, 24に当たる。判決の持ち越しが2例あり、表番号では、9と11である。判決・結果が不明瞭なのが4例あり、表番号では、28, 30, 33, 36に対応する。

判決が判明している18例の傾向を見ていくと、フランス王の権利行使に様々な形態が存在していることが伺える。従来の上訴制の研究では、フランス王は強権で以って判決を施行し、封臣であるイングランド王＝アキテーヌ公や現地領主の特権を侵害したことが語られてきた⁽⁸¹⁾。確かに、表番号7, 8, 10の事例では、判決の命じる主体にフランス王との臣従礼という言葉はあるので、フランス王が権力を行使していたと見ることもできるが、7, 8, 10いずれも上訴人の意向に即した判決であり、それがイングランド王＝アキテーヌ公との対抗のからみで、両者の思惑が一致したにほかならない。典型的なのは、18の事例で、現地での和解をフランス王の名で容認していることである。ここにフランス王の強権は見えず、上級領主としての最終確認という形態になっている。また、フランス王やパリ高等法院の名は登場しないが、上訴人の意向に即した判決が見られるのは、表番号では2, 3, 13, 15, 42の5例が見られる。

イングランド王＝アキテーヌ公との臣従礼を命じる判決は、表番号では5, 6, 12の3例ある。ところが、いずれも上訴人の証言が、フランス王を意識しているにも関わらず、イングランド王＝アキテーヌ公への臣従礼を命じるという正反対の判決となっているのに注目したい。ここでは、現地領主よりは、1259年パリ条約以来、フランス王のガスコーニュにおける直属封臣であるイングランド王＝アキテーヌ公の臣従誓約を尊重する形が取られている。ただ、表番号12のレイモン3世は、エドワード1世との臣従誓約を受け入れており、前述したとおり、上訴人の証言が真実ではない可能性がある。それは、表番号5と6の事例についても同様である。これらは、フランス王によって、上訴人と被上訴人の裁判権を侵害しないように、配慮された判決であった。

判決が不明な事例のうち、裁判棄却と判決持ち越しには、現地の意向よりは王側の思惑が働いている。代表的なのは、ガストンの上訴棄却で、法廷決闘を要求したガストンの思惑に沿わない形で、パリ高等法院での裁判は行われず、ガストンはエドワード1世との和解に至る。表番号24の事例からは、現地の問題の一部は、プランタジネット家の裁判権に委ねるという姿勢が見える。その前の22の事例も同様である。

さらに、表番号15の事例について述べておきたい。判決は上訴人で有利であるが、被上訴人であるBrun de Sayeに対して、判決通りにするなら、罪は問わないという文言が含まれていた。それを受けて、ロール・ガスコンでも、被上訴人への命令として、フランス王廷の判決通りに上訴人に処遇するように要請している⁽⁸²⁾。すなわち、フランス王の裁判権が、ガスコーニュにおいては、強権的なものではなかったけれども、プランタジネット家にも現地領主にも問題解決の最終手段として利用されていたのである。

最後にイングランド王廷、ガスコーニュ・セネシャル法廷までの6例について見ていくと、表番号で言うと21, 34, 35, 37, 38, 39に当たるが、いずれも現地での和解を前提にした仲裁が行われており、イングランド王＝アキテーヌ公は、ガスコーニュを強権で以って支配したとは言い難

い。34・35の事例は、パリ高等法院に上訴することなく、現地での解決を上訴人が意図している。

おわりに

これまでは、1259年パリ条約により、ガスコーニュからのパリ高等法院への上訴が法的に保障され、それにより、イングランド王＝アキテーヌ公の裁判権が侵害されることが、英仏百年戦争の起源となるという論説が展開された。

ところが、パリ高等法院・フランス王廷に持ち込まれた上訴で、今回取り上げた36例のうち半数が、判決が出るまでに至っておらず、形式的にはフランス王の通常の裁判権の行使形態として考える程度であった。上訴撤回においても、表番号17, 23の事例の場合、フランス王が積極的に働きかけて撤回させていることから、判決を出して解決させることは、現地の意向しいてはイングランド王＝アキテーヌ公の利害を損なうので、避ける傾向がよみとれる。

また判決を出しうる事例においても、イングランド王＝アキテーヌ公と現地領主とのつながりを容認する事例もあれば、フランス王が強権を行使したと文面上から見られる事例でも、実際には現地の思惑と合致した結果だったという事例も存在していた。

カペー陣営が、1259年以後のガスコーニュにおいて保障した上訴システムでは、封建的臣従誓約が前提になっており、封臣の権利を著しく損なう判決は容易に出すことはできなかったと言える。その点は、プランタジネット陣営でも同様で、上訴人と被上訴人の和解を現地のイニシアティヴに求めている。これまでは、国王間のやりとりでしか語られなかった上訴問題であるが、実際のイニシアティヴは現地人にあり、どこに訴えれば利害関係で有利になるか、問題が解決するかを最優先に考えており、現地人の上訴動向で、国王レヴェルでのやりとりにも変化が生じている。

最後に、ガスコーニュからの上訴人にとって上級領主とはいかなるものであったのか。彼らにとっての上級領主は、現地抗争における一時的な仲裁人が理想とされたのではないか。14世紀に入ってからの話になるが、ヴェイルは、フランス王が自分たちを上訴法廷に引きずりこもうとするのを助けて欲しいという現地人によるエドワード2世への請願を指摘している⁽⁸³⁾。現地の上訴人は、上級領主による庇護を求める一方で、上級領主の露骨な介入を嫌っていたことが、本稿で取り上げた上訴の理由・判決の分析結果も踏まえて、想定される。

註

- (1) 1259年パリ条約の内実は、本稿では詳述しない。同条約の研究として、Gavrilovitch, M., *Etude sur le Traité de Paris de 1259*, Bibliothèque l'école des Hautes Etudes, vol. 125, Paris, 1899. を挙げるに留める。
- (2) 本稿では、イングランド王＝アキテーヌ公とプランタジネット家、フランス王とカペー家と英仏両王家を示すのに2つの用語を使用しているが、意味は、ほぼ同様である。このような2つの表記の使い分けは、先行研究において、よくなされているからである。ヴェイルは、king-duke, Plantagenet king Plantagenet king-duke の3つの用語を使用している。Vale, M., *The Origins of the Hundred Years War: The*

- Angevin Legacy*, pp. 48–79. (以下 *Angevin Legacy* と略記) を参照。
- (3) 1259年パリ条約により、ガスコーニュがフランス王からの封土になったことで、ガスコーニュでの内部の事件で、フランス王の介入の口実を生み出したという見解は、多くの先行研究で採用されている。主な見解としては、Prestwich, M. *op. cit.*, pp. 299–300. が挙げられる。
 - (4) この説の出発点となったのは、紛れもなくガヴリロヴィチの研究からである。彼が扱っている1259年パリ条約の研究において、現地の意向よりはイングランド王＝アキテーヌ公とフランス王がいかに百年戦争へと進むかを焦点にしている。シャプレやスタッドにもこの視点が受け継がれている。
 - (5) *Angevin Legacy*, preface, p. 79, p. 139.
 - (6) 英仏百年戦争を契機にフランスが、身分制国家から中央集権国家に向かう際の重大な事件ゆえに、1259年パリ条約はガスコーニュのフランス王国化が論じられた。そのため、スタッドのように、全てのガスコーニュの現地領主が、同条約以降、フランス王に城館・所領を封土として差し出して臣従していたというような、画一化した議論が1990年代を過ぎてもなされている。Studd, R. “England and Gascony”, in Soul, N. *England in Europe*, New York, 1994, p. 103.
 - (7) ヴェイルが、1258年にルイ9世が法廷決闘を禁止した事例を挙げているほか、1261年と1270年の王令にも法廷決闘の禁止が盛り込まれている。なお、後二者の王令は鈴木道也氏が提示しているが、ガスコーニュとの関連性については触れておらず、直結させることは難しい。なお、1304年にはフィリップ4世も殺人、放火、破壊を伴う決闘を禁止したものの、効果がなく、その2年後に条件付で認可されるに至ったとヴェイルは指摘する。*Angevin Legacy*, p. 113. 鈴木道也「ルイ9世の裁判を巡る一考察—アングラン・ド・クシー裁判を中心に」『埼玉大学紀要(教育学部)人文・社会科学』第49巻, 第1号, 2000年, 8頁。
 - (8) ヴェイルによると、ガスコーニュでは現地領主が聖職録をもらっている事例とある都市の有力者が、遠隔地の領主を兼ねている事例を指摘している。それゆえに、三者の区別は難しいと述べている。*Angevin Legacy*, pp. 100–101, pp. 140–152.
 - (9) Chaplais, P., «Le Traité de Paris de 1259 et l’inféodation de la Gascogne allodiale» *Moyen Age*, vol. 61, Paris, 1951, pp. 134–137.
 - (10) Powicke, F. M., *King Henry III and The lord Edward*, vol. 1, Oxford, 1947, p. 233.
 - (11) Gavrilovitch, M., *op. cit.*, p. 22.
 - (12) *Ibid.*
 - (13) Studd, R., “England and Gascony”, p. 105. *Ibid.*, “Reconfiguring the Angevin empire”, in Weiler, B., *England and Europe in the reign of Henry III (1216–72)*, Ashgate, p. 35.
 - (14) ロッジの説明によると、ガスコーニュでの1202年以降1259年以前のオマージュの形態は *hommage-flanc* であった。それゆえ、1259年パリ条約以降の *hommage-lige* とは臣従違反が問題視されるか、されていないかで区別されている。ところが、ガスコーニュでの上級領主との臣従誓約が、どのような内実を伴っていたのかについては、議論の余地がある。臣従誓約の問題については、Lodge, E., *Gascony under the English rule*, London, 1927 を、ガスコーニュ現地人の臣従意識の問題については、14世紀の事例にはなるが、Peña, N., de, «Vassaux Gascons au service du roi d’Angleterre dans la première moitié du XIV siècle : fidélité ou esprit de profit?», *Annale du Midi*, vol. 88, Toulouse, 1976, pp. 5–21 を参照。
 - (15) Trabut-Cussac, J. P., *l’Administration anglaise en Gascogne sous Henry III, et Édouard I (1254–1307)*, Genève, Droz, 1972. 以下 AaG., pp. 74, 76.
 - (16) Studd, R., “Reconfiguring the Angevin Empire”, p. 38.
 - (17) *Ibid.*
 - (18) AaG., pp. 21, 91.
 - (19) シチリア王位を巡る神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世の庶子マンフレートと教皇インノケンティウス4世の争いに、教皇の要請に応じて、ヘンリ3世が呼応したシチリア十字軍に代表される。シチリア十字軍については、朝治啓三「一二五八年—一二六〇年イングランドの王国共同体」『西洋史学』第103

- 号, 2001年, 1-23頁を邦語文献として例示する。
- (20) 1259年パリ条約以後も, カスティーリャ王の介入が続いた。と言うのも, エドワード1世妃イリナーが, カスティーリャ王の娘だったからである。カスティーリャ王との交渉については, 以下の史料の番号を参照。Chaplais, P., *Treaty rolls*, Tom. 1, London, 1955, n°183, 211.
- (21) Chaplais, P., «l'inféodation», pp. 135-136.
- (22) 註(21)とも関連するが, この説は, フランス王権が, 1259年パリ条約以前は, ガスコーニュに浸透する根拠がなかったという説の裏付けに使われている。例えば, 註(6)の事例は, その論説に寄りかかっている。
- (23) スタッドの説とは違い, フランス王は, 全ての現地領主と臣従誓約をしている訳ではなかった。だが, 1259年12月4日に行われたヘンリ3世によるルイ9世への臣従礼を根拠として, 歴代のイングランド王は現地領主とかわした臣従誓約により, 現地領主たちを自らの直属封臣とみなした。
- (24) appelの綴りで始まるのが上訴, *supplicio*で始まるのが請願で, 両者の違いは, 裁判の際に前者は審問が許可され, 後者は審問が許可されない。本稿では, 4の3)の事例で, 上訴なのか請願なのかに係争点になっている。
- (25) オリヴィエ・マルタン著・埴浩訳『フランス法制史概説』334-335頁。
- (26) 同上, 344頁。
- (27) 同上, 344頁。
- (28) *AaG.*, pp. 266-267.
- (29) 同氏の見解は, ガスコーニュでの上訴研究の基本となるが, 研究史料として使用している *Olim* もしくは *Actes du Parlement de Paris* には, 1259年以前の上訴も載せられており, それとの相違が述べられていない点が惜まれる。なお, ガヴリロヴィチの研究の中で, 上訴問題は, Gavrilovitch, M., *op. cit.*, pp. 84-94で言及されている。
- (30) オリヴィエ・マルタン, 前掲訳書, 338-339頁。なお, 関連する箇所として, 同書の212-217頁と340頁も参照。
- (31) 同上, 216頁。
- (32) 同上, 345頁。
- (33) Kicklighter, J. A., 'English Gascony and the Parlement of Paris: A study of Anglo-Gascon Legal Representative, 1259-1337.', In *Documenting the Past: Essays in Medieval History presented to Cuttino G. P.*, ed. Hamilton J. S. and Bradley P. J., New Hampshire, 1989, pp. 119-130. そのうち, 問題の箇所は pp. 119-120で言及。
- (34) 富澤壺岸『イギリス中世史 大陸国家から島国国家へ』ミネルヴァ書房, 1988年, 150-151頁。
- (35) *AaG.*, pp. 254-260.
- (36) トラビュ・キュサックは, 1282年におけるアルマニャック伯の偽判の上訴が, フランス王派遣のトゥールーズ・セネシャルによって認可されたことを取り上げている。*AaG.*, p. 267.
- (37) ガスコーニュ・セネシャルの下部セネシャルは, アジュネ・セネシャル, ビゴール・セネシャル, ランド・セネシャル, ペリゴール・リムーザン・ケルシイセネシャル, サントンジユ・セネシャルである。トラビュ・キュサックの分析, ヴェイルの見解では揃って, これらのセネシャルのほとんどに現地領主・騎士が任命されているとなっている。前者の研究の該当箇所は *AaG.*, pp. 381-383. 後者の研究の該当箇所は, *Angevin Legacy*, p. 77.
- (38) *AaG.*, pp. 275-285. エドワード1世による1289年6月のCondomという都市で出された勅令に基づく司法改革について言及されている。
- (39) トラビュ・キュサックの研究は, イングランド王=アキテーヌ公のガスコーニュにおける裁判が現地にどれほど浸透していたかを分析したことについて, ヴェイルは現地動向の分析が不十分と定義している。前者の上訴を巡る問題は, *AaG.*, pp. 253-286で, ヴェイルの批判は, *Angevin Legacy*, p. 80.
- (40) 18の事例は, 市聖堂参事会に加えて, ボルドー大司教, サン・スヴェールの助祭長が共同で上訴人と

- なって、ガスコーニュ・セネシャルならびに、ボルドー都市民コミュニューを相手取って訴えている。
- (41) オリムの条文上には、上訴人の身分が付されていないままである。なお、この事例は、上訴撤回の事例である。表番号 17 の出典を参照。
- (42) さらに、イングランド王＝アキテーヌ公が訴えられる事例は 9 例ある。ところが、上訴する相手がガスコーニュ・セネシャルである事例との区別については、先行研究においてもはっきりしていない。
- (43) *AaG.*, pp. 266–267.
- (44) ガヴリロヴィチ、トラビュ・キュサク、スタッドの研究で取り上げられている。
- (45) この上訴の要因は、1259 年パリ条約以前から存在した。ルノーの義父でマルグリットの父エリー・リュデル *Elie Rudel* が、ヘンリ 3 世に城館を引き渡す誓約を、1254 年 4 月 26 日からラ・レオールの陥落あるいは、1255 年 9 月 29 日までしていた。しかし、そのリュデルが引き渡し期限を待たずに死去したことで、その領有権が問題となった。後継者にあたるルノーとマルグリットが、1256 年にヘンリ 3 世のカステルモロンバイ管区での裁判を欠席し、1259 年 4 月のフランス王の仲裁として両城館・所領をルノーとマルグリットに返還することが決まっていた。Bémont, Ch., ed. *Rôles Gascons (1242–1254)* Tom.1, Paris, 1885, n°2151. (以下 *R. G.* と略記)。*AaG.*, pp. 30, 348.
- (46) この事例は、アレクサンドル・ド・ラ・ペブレとマルグリット・ド・チュレンヌの上訴撤回の条文に見られる。Bémont, Ch., ed. *R. G. (1273–1290)*, Tom. 2, Paris, 1906, n°127.
- (47) *Gavrilovitch, M., op. cit.*, pp. 88–89.
- (48) *AaG.*, p. 31. 同著の pp. 30–33 まで、ルノーの上訴事例について言及される。
- (49) Powicke, M. S. *The Thirteenth century 1216–1307*, Oxford, 1953, pp. 311–312.
- (50) 例えば、*R. G.*, Tom. 2, n°16. この条文の註釈によると、イングランド王ヘンリ 3 世かエドワード 1 世は、ボルドーの北東に位置するドルドニュ川とジロンド川の合流点にあたるフロンサクの一部が、ガスコーニュに属するために、レイモン 3 世に臣従礼を求めたが拒否されたとある。また、同じくロール・ガスコンでは、フロンサク問題を巡って、パリ高等法院での裁判をやめさせるようにという命令が下されている。関連条文としては、*R. G.*, Tom. 2, n°s 102–103. 102 の方は、フロンサク問題については、フランス王に裁判権はないと書かれ、103 の方はレイモン 3 世の言い分を認めるので、裁判権行使を認めて欲しいと書かれている。
- (51) *Boutaric, E., Actes du Parlement de Paris*, vol. 1, n°2151.
- (52) *Angevin Legacy*, p. 152.
- (53) *Olim*, Tom. 2, pp. 107–108, XXXI. 該当箇所は、p. 107 の 2 行目。
- (54) *R. G.*, Tom. 2, n°118.
- (55) 表番号では 21, 37, 39 の事例が財産権を巡る争いと明記されている。
- (56) *Gavrilovitch, M., op. cit.*, pp. 91–92.
- (57) *AaG.*, pp. 32–33.
- (58) *Ibid.*
- (59) *Gavrilovitch, M., op. cit.*, pp. 91–92.
- (60) この問題について、ラングロワは、1259 年パリ条約により、割譲されたりモージュの封土で、ルイ 9 世の名で保有されていたものはほとんどなく、現地領主とイングランド王＝アキテーヌ公とのいざこざの要因を生み出したと述べている。Langlois, Ch., V., «Saint Louis Philippe le Bel les dernier Capétiens directs», in Lavisse, E., ed. *Histoire de France*, 3–2, New York, 1969, p. 101. また、トラビュ・キュサクは 1259 年パリ条約に伴う現地領主の臣従先の上級領主の転換について言及している。詳しくは、*AaG.*, Introduction の章を参照。
- (61) *Olim*, Tom. 1, p. 759, XVII. 表番号 10 の出展の部分も参照されたい。
- (62) *Gavrilovitch, M., op. cit.*, pp. 91–92.
- (63) *AaG.*, p. 34.
- (64) *R. G.*, n°s 220, 238 の条文に見られる。なお、ビゴール継承問題を扱った条文には、この文言は含まれ

- ていない。該当する史料番号は、n°285.
- (65) ガヴリロヴィチは、エドワード1世がガスコーニュを訪問した際に、エドワードを厚遇したが、怪しいと見たエドワードは、彼を逮捕させ、和解文書を含めて、所領を没収したと述べている。Gavrilovitch, M., *op. cit.*, pp. 92–93. 一方で、ポウィクはガストンがオルテスでエドワード1世への挑発行為に及んだゆえに、ガストンを逮捕し、その所領を没収したと述べている。Powicke, S. M., *The Thirteenth century*, pp. 284–285. また、トラビュ・キュサクはポウィク説を踏襲しながらも、ガストンの行為はガスコーニュ・セネシャルリユーク・ド・テイニによる、1252年の反乱の処遇についての裁判にガストンが出廷しなかったことへの処罰と関連するとも述べている。AaG., p. 42. ただ、どの説が正しいかは未だに論争中である。
- (66) Powicke, F. M., *The Thirteenth century*, p. 285.
- (67) なお、ロール・ガスコンでは、ガストンの2回目の上訴の記録が残されている。R. G., Tom. 2, n°161.
- (68) Gavrilovitch, M., *op. cit.*, p. 93. もしくは Powicke, F. M., *The Thirteenth century*, p. 285.
- (69) 註(67)を参照。
- (70) ガストンの年金支払いの命令は、R. G., Tom. 2, n°238. コンスタンスの婚資の未払い分を補う年金支払いの命令は、R. G., Tom. 2, n°838.
- (71) トラビュ・キュサクは、表番号の19アレクサンドル・ド・ラ・ペブレの事例表番号26のアニェス・ド・ジロンドの事例について研究している。AaG., pp. 272–273.
- (72) AaG., pp. 371–387.
- (73) ヴェイルは、現地領主間の争いに上級領主がどのように仲裁に入っていたかを、アルマニャック伯とフォワ伯の対立から、中小領主の内的争議について言及しており、上級領主であるプランタジネット家、カペー家さらにはアヴィニオン教皇の仲裁や恩顧配分が不均等であったことを例示した。Angevin Legacy, pp. 80–139.
- (74) R. G., Tom. 2, n°127. もしくは AaG., pp. 272–273. 表番号17の出典も参照。
- (75) この文言は R. G., Tom. 2, n°127 のほか、R. G., Tom. 2, n°159 に見られる。
- (76) AaG., p. 366. R. G., Tom. 3, n°2010 も参照した。
- (77) Kicklighter, J. A., French jurisdictional supremacy in Gascony: one aspect of the ducal governments response.', *Journal of Medieval History*, vol. 5, 1979, pp. 127–134.
- (78) R. G., Tom. 2, n°264.
- (79) *Olim*, Tom. 2, p. 97, XXXII.
- (80) R. G., Tom. 2, n°159.
- (81) ヴェイルは、これまでのガヴリロヴィチからの論調が、ガスコーニュからの上訴そのものに重きをおいていることに対して反論し、これまでの上訴制の研究に新たなアプローチを試みている。註(58)も参照。
- (82) *Olim*, Tom. 2, p. 84, XXIX.
- (83) *Angevin Legacy*, p. 152.

(関西大学大学院文学研究科・博士課程後期課程)

ガスコーニュにおける上訴 1257-1292

番号	上訴人	上訴人の身分	被上訴人	扱われた問題	上訴理由	上訴人の証言	被上訴人の証言	上訴先	裁判記録日時	判決・結果	備考	出典
1	Sancti-Marcialis の諸修道院	リモージュの聖界領主	リモージュ市聖堂参事会	城館をめぐる臣従誓約	被上訴人に騎士 Guido de Brocias, Petrus de Bufferia が封土売却を画策	市聖堂参事会に売却しようとした封土には城館が含まれている。		パリ高等法院	1257年	修道院の所領の問題は、教会法に委ねるべきである。	この当時のリモージュは、同修道院とリモージュ副伯家の共有領主権に置かれた。	Olim, Tom. 1, pp. 22-23, II.
2	Miromonte の陪臣	ジロンド教区に属する都市の領主臣下	領主代官	現地の封主・封臣間の争い	領主に属していない所領をめぐる、慣習法に基づく領有を、領主代官に訴え出たが、その裁定を不服とした。	Miromonte に属する所領は、現地の慣習法により、領有権がある。	その領地は自分たちの臣従礼と引き換えに、領有されるべきである。	パリ高等法院	1257年	臣下の証言を認め、領主に属していない領地は、慣習法に基づく所有権がある。		Olim, Tom. 1, p. 31, XIV.
3	Comborn 副伯	現地大領主	Petrum de Murato	城館の領有権	Treignac 城館の権利を被上訴人が奪ったこと。	被上訴人側は城館を、自分たちに返すべきである。		パリ高等法院	1258年	Petrum de Murato に城館含め、動産・不動産の所有権がある。	史料からはどちらが、上訴したかは確認できない。	Olim, Tom. 1, pp. 32-33, II.
4	Cadouin 大修道院長	ベリゴール司教区の聖界領主	Aymericum de Castro-Novo	河川での水揚権を巡る争い				パリ高等法院	1258年	被上訴人は上訴人に賠償として、25リーヴル 10 スーを支払うこと。	ボルドー大司教の動向について言及されている。	Olim, Tom. 1, p. 33, III.
5	Renaud de Pons Margrite de Turenne	Pons 及び Turenne 領主家	ガスコーニュ・セネシャル	城館をめぐる臣従誓約	ロンドンでの臣従礼を拒否したことによる、ベルジュラック城館を巡るガスコーニュ・セネシャルの裁判を 2 回懈怠したことによって城館を没収された。	自分の懈怠を理由に城館を没収した同セネシャルの裁定は不当である。		フランス王廷	1261年・1262年	最初は、ベルジュラックに関するルノーの領有権は、懈怠が理由で所有権はないとされた。2 度目は、ルノーの臣従礼はガスコーニュで行うべきとされた。	1267年にルイ9世王妃マルグリットが仲裁に入り、イングランド王からの臣従礼を下に城館を領有することで和解。	Olim, Tom. 1, pp. 525-526, XVIII.
6	5に同じ	5に同じ	イングランド王ヘンリ3世	城館をめぐる臣従誓約	同城館の領有について、1259年4月にマルグリットが、ロンドンに臣従礼に赴いた。ヘンリ3世は、ルノーにもロンドンへ来る指令を出したが、ルノーはそれを不服とした。	自分が、ジャンサック城館に対する臣従礼のために、ロンドンに赴かなかったのは、ガスコーニュはフランス王の封土だからである。	ルノーの城館領有のための臣従礼は、ガスコーニュであってもなくても、行われるべき。	パリ高等法院	1262年	被上訴人側のイングランド王の代訴人が証言を拒否したため、ルノーのジャンサックへの臣従礼は、特に意義のない場合は、無効である。	1259年4月のフランス王廷で、マルグリットの父エリー・リュデルが、ベルジュラックとともに城館をイングランド王ヘンリ3世に明け渡していたのを、ルノー、マルグリットに返還せよと判決が出た。	Olim, Tom. 1, p. 535, XVII.
7	Raoul de Beaufort	現地従騎士	ガスコーニュ・セネシャル	城館をめぐる臣従誓約	Gimel の城館をガスコーニュ・セネシャルが不当に没収したこと。			パリ高等法院	1269年・1279年	ラウルは、Gimel の城館の領有は、ガスコーニュ・セネシャルが、以前の城館返還命令を拒んだため、フランス王との臣従礼の下、同城館を領有せよ。	ロール・ガスコンでは、Eble de Vandatour にイングランド王への奉仕の見返りに与えることが規定された。	Olim, Tom. 1, p. 765, XXI. Tom. 2, p. 148, XXIX. R. G., Tom. 2, n°110.
8	ボルドーの市聖堂参事会		ガスコーニュ・セネシャル	亡くなったボルドー大司教の動産・不動産の相続を巡る争い	ボルドー大司教の動産・不動産の領有権を主張し、その相続をガスコーニュ・セネシャルに求めたが、同大司教の不法権を犯すため口出しできないと裁定されたのを不服とした。	ボルドー大司教の動産・不動産には自分たちの使用する教会も含まれていたため、所有権は残されるはずである。		パリ高等法院	1269年・1277年	1 回目の判決では、ボルドー大司教の動産・不動産については、大司教側と市聖堂参事会側で分配することとその責任はイングランド王には帰さないと言われた。2 回目の判決では、ボルドー大司教の財産を市聖堂参事会側に認めるが、フランス王への臣従という条件で達成されるとされた。	どちらの裁判記録にも大司教側の証言はない。	Olim, Tom. 1, p. 795, XIII.
9	Hermand de Montpesat	ボルドーの騎士	ガスコーニュ・セネシャル	動産・不動産相続を巡るガスコーニュ・セネシャルと現地人との争い	ガスコーニュ・セネシャルに没収されていた動産・不動産の返還を求めて、同セネシャルの法廷に訴え出たが、その判決を不服とした。			パリ高等法院	1269年	その動産・不動産についてイングランド=アキテーヌ公のセネシャルへの判決は、次の聖母マリアの仮現節の法廷まで持ち越す。		Olim, Tom. 1, p. 765, XXXII

10	リモージュ副伯女マルグリット	現地大領主	イングランド王ヘンリ3世	リモージュの城館の領有に対しての相続問題。リモージュの都市コミュニティとの臣従誓約問題。	イングランド王が、リモージュの城館を領有していること、その城館内で、都市のコミュニティとの臣従礼が行われたのに不服で、フランス王の司法権賦与を求めた。	夫である亡きギイー6世が、リモージュの城館に対して、ルイ9世に対して、臣従礼を行ったので、イングランド王に領有権は発生しない。	リモージュの城館は、1259年パリ条約で割譲が約束されたルイ9世の名で保有されていたので、領有権は自分たちにある。代訴人証言。	バリ高等法院	1269年・1272年1月28日	一度はマルグリットへの審問は拒否されたが、次の裁判でヘンリ3世が現地セネシャルを通じて行われた現地での臣従礼は無効であるとされる。	1276年にアジュネ・セネシャルとペリゴール・セネシャルに判決の執行を命令する条文が存在する。	<i>Olim</i> , Tom. 1, p. 759, XVII. pp. 784-785, XXXIII. Tom. 2, p. 85, XXXIII.
11	Bruzaco 領主	現地中小領主	ガスコーニュ・セネシャル	城館の領有権	イングランド王が、Bruzaco城館の宗主権を求めたことで、同領主がガスコーニュ・セネシャル法廷に訴え出たが、その判決を不服とした。			バリ高等法院	1270年	判決は、聖マルタンの祝日の開廷の裁判まで持ち越す。		<i>Olim</i> , Tom. 1, p. 799, III.
12	レイモン3世	フロンサック副伯(ジロンド)	ガスコーニュ・セネシャル	城館の領有権	自領地の城館をガスコーニュ・セネシャルに不当に没収されたことを、在地裁判権の侵害とみなした。	フロンサックは、ペリゴール伯の領地であり、同伯領は、フランス王の封土である。	フロンサックの問題については自分たちに裁判権があるので、高等法院側に裁判権はない。	バリ高等法院	1271年・1277年	イングランド王は、上訴人にシモン・ド・モンフォールがガスコーニュ・セネシャルだった頃からの城館と領地収入を返還すべき。	1285年にエドワード1世妃イリナー・オブ・カスチーユの仲裁により、フロンサック副伯に城館を返還する代わりに、同副伯は同王と臣従誓約を交わすことで和解。	<i>R. G.</i> , Tom. 2, n°102, 103., <i>Olim</i> , Tom. 2, p. 107, XXX.
13	Graciaci 領主	現地中小領主	イングランド王ヘンリ3世	フランス王からの封土の相続問題		その配下のバイイ役人が、シトー会のOlivet 大修道院の特権領は、イングランド王ではなく、自分の陣営に譲渡されるべきである。		バリ高等法院	1272年	領主のバイイ役人の言い分を正当と認める。		<i>Olim</i> , Tom. 1, p. 891, XXXIII.
14	Gaston de Béarn	ベアルン副伯	イングランド王エドワード1世	自領地の領有問題	エドワード1世が、ガストンを逮捕し、動産・不動産を没収した上に投獄したこと。	エドワード1世の代訴人との法廷決闘を要求した。		バリ高等法院	1274年・1276年	上訴は裁かれず、双方の裁判において、棄却される。	1279年4月にボルドー・コネターブルアダム・ド・ノーフォークを通じて、ガストンに没収財産を返還させることで和解。	<i>R. G.</i> , Tom. 2, n°161, 220.
15	Sorzac 小修道院長	現地聖界領主	ガスコーニュ・セネシャルの代官 Brun de Saye	動産・不動産相続を巡るガスコーニュ・セネシャルと現地人との争い	被上訴人が、上訴人の動産・不動産を妻の分まで奪ったことを不服とした。		Brun de Saye は上訴法廷に出廷しなかった。	フランス王廷	1276年	被上訴人が上訴人に対して、動産・不動産を返還するなら、被上訴人への罪は問わない。その返還は賠償ではなく、上訴人の望むよう計らうこと。	ロール・ガスコンでは、その判決を受けて、Brun de Saye に対して、上訴人の動産・不動産を返還するべきという命令が出された。	<i>Olim</i> , Tom. 2, p. 84, XXIX. <i>R. G.</i> , Tom. 2, n°118.
16	カオールの大学組織		カオールの統領	現地抗争				バリ高等法院	1277年	両者は、ペリゴール・セネシャルに罰金を払うべき。		<i>Olim</i> , Tom. 2, p. 93, XXI.
17	Petrus de Tornella de Cabanaco Bernardus del Can de Gaiaco		ガスコーニュ・セネシャル		ガスコーニュ・セネシャルの審理を偽判とみなし、その裁定を不服とした。			バリ高等法院	1277年	フランス王が仲裁し、上訴を撤回した。		<i>Olim</i> , Tom. 2, p. 97, XXXII.
18	ボルドー大司教、サン・スヴェールの助祭長、市聖堂参事会員		ガスコーニュ・セネシャルとボルドー市民団	現地抗争	ガスコーニュ・セネシャルが、ボルドーの市民団に明らかに有利な調停をしたことを不服とした。			フランス王廷	1277年	フランス王は、この場においての両者の和解を認めることとする。ただし、司法権の問題は例外とする。		<i>Olim</i> , Tom. 2, p. 97, XXXIII.

19	Alexandre de la Pébrée	現地中小領主	ガスコーニュ・セネシャル	城館をめぐる臣従誓約	Cugnac の城館が被った被害に対して、ガスコーニュ・セネシャルの判決を不服とした。			パリ高等法院	1276? 1277?	1277年6月に上訴を撤回した。	ウィンザーに赴き、エドワード1世に対して、妻マルグリット・ド・チュレンヌと共に臣従誓約を交わす。	R. G., Tom. 2, n°127
20	ボルドーの市聖堂参事会員		ガスコーニュ・セネシャル	動産・不動産相続を巡るガスコーニュ・セネシャルと現地人との争い	イングランド王が、没収していた動産・不動産の返還を求め、ガスコーニュ・セネシャル法廷に訴えたが、裁判を不服として拒否した。			フランス王廷	1277年	ガスコーニュ・セネシャルはその市聖堂参事会員に一連の財産を返還するべきである。		R. G., Tom. 2, n°113
21	バザ教区の司祭		ガスコーニュ・セネシャル	動産・不動産相続を巡るガスコーニュ・セネシャルと現地人との争い				イングランド王廷	1277年	ボルドー・コネターブルの仲裁で被上訴人と上訴人は和解した。		R. G., Tom. 2, n°140
22	Renaud de Pons Margrite de Turenne	Pons 及び Turenne 領主	ガスコーニュ・セネシャル	現地の封主・封臣間の争い	Ruppella の都市の領民と領主の抗争で、ガスコーニュ・セネシャルの審理を不服とみなした。			パリ高等法院	1278年	ガスコーニュ・セネシャルの法廷に差し戻される。ただし、この裁判で、どちらかに懈怠があった場合は、我が王のペリゴール・セネシャルに裁判を持ち込むべき。		Olim, Tom. 2, p. 124, LIV.
23	ダックス市民		ガスコーニュ・セネシャル	現地抗争	市聖堂参事会とダックス司教の抗争を巡る裁判でガスコーニュ・セネシャルの判決を不服とした。			パリ高等法院	1278年 1月12日	フランス王が仲裁に入り、上訴人側が上訴を自発的に撤回する旨を宣言した。	並行して、ガスコーニュ・セネシャルによる仲裁も行われた。	R. G., Tom. 2, n°159-160.
24	Podenpnaco 小修道院長		イングランド王の封臣団	裁判権を巡るイングランド王の封臣と現地領主の争い					1278年	Podenpnaco における市民と小修道院長の問題は、イングランド王廷に差し戻すべきである。	ペリゴール・セネシャルに命じる形だった。	Olim, Tom. 2, p. 121, XLIII.
25	Raymond Arnaud de Domo-Nova	ダックス市民	ガスコーニュ・セネシャル	現地抗争	23の裁判にて、ガスコーニュ・セネシャルから赦免を受けられなかったことを不服とした。			パリ高等法院	1279年 4月	裁判が始まった段階で上訴の撤回を申し出た。	ロール・ガスコンでは、被上訴人と上訴人との和解が宣言されたとされる。	R. G., Tom. 2, n°264.
26	Agnès de Gironde	ジロンドの領主夫人	ガスコーニュ・セネシャル	動産・不動産相続を巡るガスコーニュ・セネシャルと現地人との争い	イングランド王への対抗訴訟で、ガスコーニュ・セネシャルの判決を不服とした。			パリ高等法院	1279年 4月	パリ高等法院に派遣した2人の代訴人に上訴の撤回を申し出た。	息子のアルノーが母の上訴撤回に対する見返りを要求した。	R. G., Tom. 2, n°267.
27	ペリゴール伯		イングランド王ならびにそのレフナント		イングランド王ならびにそのレフナントの審理を不服として、その法廷に出廷しなかった。			パリ高等法院	1279年	Guillaume Perisse が仲裁に入り、ガスコーニュ・セネシャルと上訴人が和解して上訴を撤回した。		Olim, Tom. 2, p. 148, XXIX.
28	Margrite de Turenne	チュレンヌ領主家	ガスコーニュ・セネシャルとそのレフナント	現地領主間の所領相続権	上訴人の甥 Guillaume Raymond du Valet が、上訴人の領有するベルジュラックとジャンサックの所領分割をバザ法廷に訴えたが、甥に有利な裁定をした。	ガスコーニュ・セネシャルが偽判をしたため、フランス王のペリゴール・セネシャルに裁定を求めると発言。	上訴人は、ガスコーニュ・セネシャルが偽判を犯したと証言したが、同セネシャルの裁定に問題はない。	フランス王廷	1280年		トラビュ・キュサックがこの問題について初めて言及したが、出典史料が不明瞭である。	Trabut-Cussac, AaG., pp. 269-271.
29	Raymond Arnaud de Domo-Nova	ダックス市民	ガスコーニュ・セネシャル	現地抗争	ガスコーニュ・セネシャルの判決を不服とした。			フランス王廷	1280年	被上訴人の代訴人に上訴を撤回することを伝えた。		R. G., Tom. 2, n°366.

30	Rostand del Soler	ボルドーの有力市民家系	Amanieu de Mota	現地抗争	ガスコーニュ・セネシャルの判決を不服とした。			フランス王廷	1280年				R. G., Tom. 2, n°382.
31	Gombaud de Tyran	従騎士	ガスコーニュ・セネシャル	城館の領有権	イングランド王の封臣により、城館を破損され、その賠償を求めた裁判でガスコーニュ・セネシャルの判決を不服とした。			フランス王廷	1282年		ペリゴール・セネシャルが審理を行ったと史料上には書かれている。		Olim, Tom. 2, p. 202, XIX.
32	ボルドーの助祭長		Rostand del Soler	現地抗争	被上訴人が、上訴人に対して、3000トゥール貨リヴルを支払わされたことを不服とした。			バリ高等法院	1283年 聖マルタンの祝日	ガスコーニュ・セネシャルが、2700トゥール貨リヴルを、被上訴人とその一族が300トゥール貨リヴルを支払うこと。			Olim, Tom. 2, p. 230, IX.
33	ペリゴール司教法廷の上訴人		イングランド王	裁判権を巡るフランス王封臣対立問題	ペリゴール司教法廷の裁判権はイングランド王陣営にあるかどうか、調査を依頼した。		代訴人の証言。ペリゴールのバスティド内の都市コミュニティには、裁判権があるとして裁判差し戻しを要求。	バリ高等法院	1283年 聖マルタンの祝日	イングランド王には、ペリゴール司教法廷における裁判権はない。			Olim, Tom. 2, p. 232, XVI.
34	Guillaume Raymond Colomb	ボルドーの有力市民家系	騎士 Bertrand de Fossat の妻 Bi-enfaite	現地抗争	上訴人が、ガスコーニュ・セネシャルにより、被上訴人側に有利な裁定を下されたことを不服とした。			イングランド王廷	1283年 1月10日		トラビュ・キュサクの分析によると、両者が代訴人を派遣して、裁判をやり直すことで合意した。		R. G., Tom. 2, n°631
35	Amanieu des Ayres	ボルドー市民	Arnaud de Granohler の妻 Aude	現地抗争	上訴人が、ガスコーニュ・セネシャルにより、被上訴人側に有利な裁定を下されたことを不服とした。			イングランド王廷	1283年 5月20日		エドワード1世は、Galfrido de Genvillaと Antoine Bekを仲裁役として任命した。		R. G., Tom. 2, n°677.
36	Gombaud de Tyran	32に同じ	イングランド王の封臣	裁判権を巡るフランス王封臣対立問題	上訴人の裁判権を、被上訴人たちに侵害された。			フランス王廷	1284年				Olim, Tom. 2, p. 236, X.
37	Bozone Coff.	ボルドー市民	Rostandus de Talencia	財産相続を巡る現地抗争	財産贈与を巡り、ボルドー市長、ボルドー・コネターブルに訴え出たが、その裁定を不服とした。被上訴人の不出廷。	ボルドーの第二慣習法により、被上訴人の懈怠は無効ではないか。		ガスコーニュ・セネシャル法廷	1286年	審理の結果、被上訴人の裁判への出廷をガスコーニュ・セネシャルが命じている。			R. G., Tom. 4, n°5120
38	アジュネの大助祭長ベルトラン		アジュネ・セネシャル		被上訴人が、上訴人に対して、不利な判決を下した。			イングランド王廷	1289年 5月13日	この問題の解決については、Saint-Caprais de Lhermの小修道院長に全権を委任する。	上訴人は、同法廷に5人の代訴人を派遣。		R. G., Tom. 2, n°1500
39	Monteynaco 領主	アジュネの中小領主	Brulhois バイイ	城館を巡る現地抗争	被上訴人の裁判を拒否し、その行為を不服とした。			イングランド王廷	1289年 5月13日	被上訴人は、上訴人たちに城館を返還するべき			R. G., Tom. 2, n°1501
40	カオール司教		イングランド王	市民コミュニティへの裁判権を巡る対立				バリ高等法院	1290年	カオールの教会は、フランス王家から譲渡されたので、イングランド王の宗主権行使はできない。			Olim, Tom. 2, p. 306, XVII.
41	Guillelmus Esclamal	アジュネの中小領主	アジュネ・セネシャル					フランス王廷	1291年	上訴人は、フランス王廷への上訴を断念した。			R. G., Tom. 3, n°1959.
42	Gombaud de Tyran	32に同じ	Pierre Roque-taillade Elie de Capenne	所領の相続を巡る現地抗争	被上訴人の2名が、上訴人の所領を不当に侵奪した。			フランス王廷	1292年	イングランド王側は、ガスコーニュ・セネシャルとボルドー・コネターブルに、被上訴人は、上訴人に侵奪した城館を変えさせるべきであると命じた。			R. G., Tom. 3, n°2028